

表紙の写真は平成24年度交通関係環境保全優良事業者等局長表彰受賞者です

兵庫県 バス検索パンフレット(上段)

株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所 通勤風景(下段)

目 次

まえがき	1
平成25年度環境行動計画の取り組み及び評価	2
I. 地球温暖化問題への取り組み	6
1. 自動車交通対策	6
(1) 低公害車の普及等	6
(2) 交通流対策	7
①連続立体交差化事業の推進	
2. 環境負荷の小さい交通体系の構築	8
(1) 公共交通機関の利用促進	8
①地域の公共交通の活性化・利用円滑化	
1) 地域公共交通の活性化・再生の推進	
②バリアフリー施策の推進	
1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化	
2) 基本構想策定支援	
3) バリアフリー教室の開催	
(2) モビリティ・マネジメントの推進	10
①モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進	
②エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）	
(3) グリーン物流の推進	11
①グリーン物流セミナー等の開催	
②流通業務総合効率化事業の推進	
③モーダルシフト等推進事業の促進	
④3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）事業の促進及び人材育成の推進	
(4) 環境に優しい事業運営の推進	12
①運送事業者のグリーン経営の推進	
②ECO整備（点検・整備）の推進	
③自動車整備事業者等に対する顕彰	
④優良自動車運送事業者に対する顕彰	
⑤内航船・旅客船に対する省エネ機器等の導入促進支援の推進	
⑥スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進	
⑦環境対策セミナーの開催	
(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰	16
(6) 出前講座等による啓発活動の推進	16
①出前講座の実施	
1) 近畿運輸局の取り組み	
2) 神戸運輸監理部の取り組み	
②交通環境学習	
1) 近畿運輸局の取り組み	
2) 神戸運輸監理部の取り組み	
③エコドライブの啓発	

3.	輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	18
	(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進	18
4.	節電に関する取り組み	18
	(1) 節電の推進	18
II.	大気汚染問題への取り組み	19
1.	CNGトラック・バスの導入促進	19
	普及啓発活動の推進	
2.	自動車NO _x ・PM法に基づく事業者指導の実施	19
3.	ディーゼル車の点検の実施等	21
	(1) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施	21
	(2) 迷惑黒煙通報制度の活用	21
4.	街頭検査の実施	22
5.	国道43号等の沿道における環境改善	22
	(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施	22
	(2) 迂回運行の要請	24
6.	船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の確実な実施	24
III.	循環型社会の形成に向けた取り組み	25
1.	自動車リサイクルの円滑な推進	25
	(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施	25
	(2) 自動車整備事業者における対応	25
2.	FRP船リサイクル	26
	FRP船リサイクルの推進	
IV.	海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策	27
1.	海洋汚染問題への取り組み	27
	①外国船に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化	
	②海洋汚染防止設備の立入検査の実施	
	③廃油処理事業者への指導	
	④油濁防止管理者養成講習の実施	
	⑤入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等の実施	
2.	プレジャーボート関係利用環境対策	28

まえがき

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

地球温暖化対策は、資源やエネルギーを効率良く利用する努力を行いながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直すことを迫るものであり、その意味で1997年の京都議定書の採択は転換点となるものです。

2008年から開始していた京都議定書の第一約束期間は、2012年で終了し、2013年以降の枠組みに向けた国際的な協議（ポスト京都議定書）は、2007年12月にインドネシア・バリ島でのCOP13で始まり、2012年12月にカタール・ドーハでのCOP18では、2020年以降における全ての国に適用される新しい法的枠組みについて、2015年度までの合意に向けた交渉の段取りが明らかになりました。

また、2013年から2020年までの8年間は京都議定書の第二約束期間となりましたが、我が国は、同約束期間には参加せず、自主的な削減努力を実施することとしています。

2011年に発生した東日本大震災と原発事故発生により、2020年の我が国の排出削減目標（90年比で25%削減）について、政府はゼロベースで見直すこととし、今まで検討していたエネルギー・環境政策について抜本的見直しを行うことが必要になり、2020年を目標とした中期的な地球温暖化対策を策定すべく、再度検討がなされています。

国土交通省でも、2020年に向け政府の地球温暖化対策の動向を踏まえ、取りまとめを行うこととしています。

このような状況の中、近畿運輸局及び神戸運輸監理部では、国民の期待に応えるため近畿地域における交通環境問題に対して真摯に向き合い、関係自治体、関係団体等と連携し、CO₂等の温室効果ガスの削減目標を達成するため、交通関係の削減対策を行ってまいります。

平成25年度環境行動計画の取り組み及び評価

項目	24年度目標	達成状況	25年度目標	参照頁	
I. 地球温暖化問題への取り組み	1. 自動車交通対策	低公害車の普及・促進のため啓発活動の推進を図ります。	管内各地のイベントにて、PRチラシを配布して、普及啓発活動を実施しました。	低公害車の普及・促進のため啓発活動の推進を図ります。	6
		連続立体交差化事業による踏切の除去及び歩道拡幅により、踏切の安全対策及び周辺道路の渋滞緩和を進めます。	南海本線北助松～忠岡間の連続立体交差化事業が予定どおり完成し、8踏切道の除去を行った。また、計画された各路線の連続立体交差化事業は、一部路線当初計画より遅れる見込みであるが、概ね計画どおり進捗しています。	引き続き連続立体交差化事業の推進を行い、踏切の安全対策及び周辺道路の渋滞緩和を進めます。	7
	2. 環境負荷の小さい交通体系の構築 (1) 公共交通機関の利用促進	地域の公共交通の確保維持、利便性の向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取り組みに対する総合的な支援を実施します。	存続が危機に瀕している生活交通ネットワークについて、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施された取り組みを支援しました。	地域の公共交通の確保維持、利便性の向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取り組みに対する総合的な支援を実施します。	8
		バリアフリー法に基づき、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進めます。	鉄道駅、バス車両等のバリアフリー化は補助制度の活用により整備が進みましたが、改正基本方針の整備目標を達成するためには更なる取り組みが必要です。	バリアフリー法に基づき、車両、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを進めます。	9
	(2) モビリティ・マネジメントの推進	環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等モビリティ・マネジメント施策を推進します。	モビリティ・マネジメントセミナー開催に向け、自治体や交通事業者の交通政策担当者にMMIに対する理解を求めました。	環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等モビリティ・マネジメント施策を推進します。	10
		「エコ通勤」の推進に向けて、自治体や事業所の新規認証・普及啓発に取り組みます。	各種協議会の場を活用し、また、自治体、交通事業者等に出向いてエコ通勤の取り組みのPRを行いました。その結果、新たに30事業所を「エコ通勤優良事業所」として認証、登録を行いました。	「エコ通勤」の推進に向けて、自治体や事業所の新規認証・普及啓発に取り組みます。	10
	(3) グリーン物流の推進	鉄道及びフェリー・RORO船へのモーダルシフト促進を目的としたグリーン物流パートナーシップ推進事業の促進を図るため、関係団体、フェリー船社、鉄道事業者等と連携したモーダルシフトの事例紹介、参加企業とフェリー船社等の意見交換会や相談会を組み入れたグリーン物流セミナーを2回程度開催します。	「鉄道」、「フェリー・RORO船」へのモーダルシフト促進を目的としたセミナーをそれぞれ開催し、鉄道、フェリー・RORO船へのモーダルシフトの事例紹介や鉄道貨物駅ターミナル駅構内並びにフェリー船内の見学を通じて、多くの荷主企業や物流事業者の方にグリーン物流の必要性について理解を得ることができました。	モーダルシフトの事例紹介、参加企業とフェリー船社等の意見交換会・相談会を組み入れたグリーン物流セミナーを通して、環境負荷の軽減に効果のある事業の推進に取り組みます。	11
		関西圏において効率的で環境負荷の小さい物流の構築に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化推進計画の認定及び普及を中心に取り組み、昨年度以上を目指します。	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化計画の認定を近畿運輸局で2件、神戸運輸監理部で2件行い事業の推進を図った。平成17年度の施行後の5年をメドに全国で120件の目標値は4年目にクリアしたが、8年が過ぎ最近では申請件数が鈍化しており認定も減ってきているが、税制特例の適用期限を2年延長することができたことから、さらに事業の推進を図っていきます。	関西圏において効率的で環境負荷の小さい物流の構築に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化推進計画の認定及び普及を中心に取り組み、昨年度以上の認定を目指します。	11
		「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取り組みを支援していきます。	モーダルシフトを推進する協議会に対して補助する「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」を周知し、募集に努めました。	「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取り組みを継続して支援していきます。	11
		3PL事業に携わる関係者と意見交換の場を持つとともに、引き続き、倉庫協会等、物流関係団体が開催する講演会や研修会等において講師を派遣する等、各機会を活用して3PL事業促進のためのガイドラインの周知や人材育成等に取り組みます。	倉庫管理主任者講習会及び研修会、(社)日本ロジスティクスシステム協会、倉庫協会等、物流関係団体が開催する講演会や研修会などに講師を派遣し、3PL事業促進のための各種ガイドラインの説明や人材育成の必要性についての講演等を行った。今後も3PL事業に携わる関係者とともに事業の促進及び人材育成を図っていきます。	3PL事業に携わる関係者と意見交換の場を持つとともに、引き続き、倉庫協会等、物流関係団体が開催する講演会や研修会等において講師を派遣する等、各機会を活用して3PL事業促進のためのガイドラインの周知や人材育成等に取り組みます。	12
		グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。	グリーン経営認証制度の説明会を年12回開催し、また、各種会議・イベント等の機会にパンフレットを配布して制度の普及を図りました。	グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。	12
		ECO整備(点検・整備)の推進に取り組みます。	自動車点検整備推進運動において普及・啓発活動を行いました。	ECO整備(点検・整備)の推進に取り組みます。	13
	(4) 環境に優しい事業運営の推進	環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度を運用して、より一層多くの事業場等に環境保全意識の醸成を図ります。	環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等272事業者を表彰しました。	環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度に基づき、使用済み自動車の適正処理、CO2排出量削減の取り組みの促進、自動車リサイクル部品等の普及促進などの環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者等を表彰することにより、環境負荷軽減の啓蒙を図ります。	13
		低公害車の導入、ISO14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓蒙を図ります。	自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者53事業者を表彰し、環境対策の意識向上を図ることができました。	低公害車やエコドライブ管理システム(EMS)の導入、ISO14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓蒙を図ります。	13
		海上交通低炭素化促進事業補助制度を活用し、環境負荷の低減を図ります。	海上交通低炭素化促進事業補助制度により低炭素化改造等事業は11次募集まで、内航海運船舶間輸送機器導入促進事業は2次まで実施し、環境負荷低減に資する事業を支援しました。	海上交通低炭素化促進事業補助制度を活用し、環境負荷の低減を図ります。	14
		電気推進システムを採用し、環境に優しい船舶(スーパーエコシップ)の建造やエネルギー使用合理化船舶導入の推進を図ります。	管内事業者において、平成24年度に1隻が就航しました。	電気推進システムを採用し、環境に優しい船舶(スーパーエコシップ)の建造やエネルギー使用合理化船舶導入の推進を図ります。	15
		物流事業者を対象に環境対策セミナーを開催し、CO2排出量削減に向けた取組の普及啓発を図ります。	物流事業者に広く環境保全活動に取り組んでいただくことを目的に、先進的な取り組み事例や支援を紹介しました。	物流事業者を対象に環境対策セミナーを開催し、CO2排出量削減に向けた取り組みの普及啓発を図ります。	15
		交通分野における環境対策の一層の推進を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し表彰を行います。	2事業者を表彰し、取り組み事例一般に公表することにより、交通関係における環境対策の進展を図ることができました。	交通分野における環境対策の一層の推進を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し表彰を行います。	16
	(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰	多くの学校から出前講座の依頼をして頂けるよう、教育委員会に対して働きかけを行います。	出前講座を、小中学生だけではなく業界団体を対象とした講座を開催し、対象範囲の拡大に努めました。また、滋賀県主催の「学校支援メニューフェア」で、バリアフリー教室や当局の出前講座について宣伝活動を実施しました。	多くの学校から出前講座の依頼をして頂けるよう、教育委員会に対して働きかけを行います。	16
		交通がもたらす環境への影響に対する理解等を深めるために、「交通環境学習」を開催します。	小学生の親子を対象に開催し、地球環境にやさしい交通について理解・認識を深めることができました。	交通がもたらす環境への影響に対する理解等を深めるために、「交通環境学習」を開催します。	17
イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。		自治体等が開催する各種イベントにおいて、啓発チラシを配布しエコドライブの啓発を行いました。	イベントやフェアにおいて、一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。	17	

項 目		24年度目標	達成状況	25年度目標	参照頁
	3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進	改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者の省エネに向けた取り組み状況を調査するとともに、その取り組み内容を事業者間で共有し省エネ措置の確実な実施を図っていきます。	特定輸送事業者10社に対し省エネ対策の実態調査を実施しました。今後も、取り組み内容を事業者間で共有することにより省エネ措置の確実な実施を図っていきます。	改正省エネ法に基づき、特定輸送事業者の省エネに向けた取り組み状況を調査するとともに、その取り組み内容を事業者間で共有し省エネ措置の確実な実施を図っていきます。	18
	4. 節電に関する取り組み	電力需給の逼迫に備えて、使用電力の抑制を図るとともに地球温暖化防止の観点から、節電の取り組みを推進します。	昨夏は、大飯原子力発電所3・4号機再起動により、当初の節電目標が改定され改定後の節電目標を達成するよう要請を行うことで、各鉄道事業者も積極的に取り組みをされました。今冬についても、節電の取り組みを継続し、列車の安定的な運行及び利用者の利便を確保しつつ、実施可能な範囲において、節電に取り組むようお願いをしました。	現在定着している節電の取り組みが、国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に実行されるよう節電の取り組みを要請します。	18
II. 大気汚染問題への取り組み	1. CNGトラック・バスの導入促進	近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会の活動を中心に、EV貨物車プロジェクトの支援、低公害車普及促進に関する説明会や展示・試乗会等の実施、CNG大型トラックの普及促進、低公害車普及促進に関するシンポジウムの開催など啓発活動の推進を図ります。	低公害車普及促進として、CNG車の導入促進のため平成25年3月1日に「関空クリーン物流プロジェクト」を立ち上げ、CNG車の出発式やシンポジウムを行い啓発活動の推進を行った。また、啓蒙活動を強めるため、協議会の名称を近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会から近畿スマートエコ・ロジ協議会に変更しました。	「関空クリーン物流プロジェクト」、低公害車普及啓発活動を推進し、低公害車普及促進に関する説明会及び展示・試乗会等を実施します。	19
	2. 自動車NOx・PM法に基づく事業者指導の実施	自動車NOx・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者の自動車使用管理計画実績報告書の提出等指導を実施し、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用します。	未提出事業者に督促するとともに、指導を行いました。	自動車NOx・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者の自動車使用管理計画実績報告書の提出等指導を実施し、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用します。	19
	3. ディーゼル車の点検の実施等	6月及び10月を重点実施期間としてディーゼルクリーン・キャンペーン展開し、街頭検査の実施及び迷惑黒煙通報制度を活用し、更なる環境対策を推進します。	ディーゼルクリーン・キャンペーン及び迷惑黒煙通報制度を活用して一般ユーザーに黒煙の有害性、改善策について周知するとともに、電光掲示板、チラシの配布等により広報活動を行いました。また、通報された迷惑黒煙排出車両の使用者に対し、車両の改善をするよう指導を行いました。	6月及び10月を重点実施期間としてディーゼルクリーン・キャンペーンを展開し、街頭検査の実施及び迷惑黒煙通報制度を活用し、更なる環境対策を推進します。	21
	4. 街頭検査の実施	ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査に重点を置いて、安全確保、環境保全のため街頭検査を行い、整備不良車や不正改造車の排除、撲滅に努めます。	街頭検査の充実・強化を図ったところ、検査目標台数14,100台に対して17,173台の検査を実施しました。	ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査に重点を置いて、安全確保、環境保全のため街頭検査を行い、整備不良車や不正改造車の排除、撲滅に努めます。	22
	5. 国道43号等の沿道における環境改善	尼崎地区ディーゼル車排ガスグリーンキャンペーンとして街頭検査を計画し取り組んでいきます。又、阪神高速湾岸線への迂回運行の要請や幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組みを実施します。	毎月2回の街頭検査を計画し、11回、101台に対し街頭検査を実施しました。また、交通需要縮減キャンペーンを実施し、トラック事業者等に阪神高速湾岸線への迂回要請を行いました。	尼崎地区ディーゼル車排ガスグリーンキャンペーンとして街頭検査を計画し取り組んでいきます。また、阪神高速湾岸線への迂回運行の要請や幹線沿道交通環境改善促進に向けた取り組みを実施します。	22
	6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の確実な実施	外国船舶に対して実施するポートステートコントロール(PSC)において、海洋汚染防止条約に基づき適正な検査を実施します。	766隻の外国船舶に対してポートステートコントロール(PSC)を実施し、11件の欠陥を指摘し改善指導を行いました。	外国船舶に対して実施するポートステートコントロール(PSC)において、海洋汚染防止条約に基づき適正な検査を実施します。	24
III. 循環型社会の形成に向けた取り組み	1. 自動車リサイクルの円滑な推進	自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めます。また、自動車整備におけるリサイクル部品の普及促進等を図ります。	不法投棄や不適正保管されている自動車は平成16年の約22万台から平成23年末には9万台以下に減少するなど、適正な解体処理が進んでいると思われます。また、年間約300万台の使用済み自動車は適正に処理され、自動車自体の再資源化率は95%程度まで向上するなど、リサイクル部品の利用促進も進んでいます。	自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めます。また、自動車整備におけるリサイクル部品の普及促進等を図ります。	25
	2. FRP船リサイクル	FRP船リサイクルシステムの利用促進と自治体による廃船処理システムの活用を促進します。	一般ボートユーザーに対し、自治体ホームページ等で周知広報活動を行い、リサイクルシステムの積極的な活用を依頼しました。	FRP船リサイクルシステムの利用促進と自治体による廃船処理システムの活用を促進します。	26
IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策	1. 海洋汚染問題への取り組み	外国船に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化を図ります。	強化重点を絞ったポートステートコントロールを実施した結果、欠陥の指摘及び是正指導隻数が多くあり海洋汚染の防止を図ることができました。実施隻数：766隻(近畿運輸局438隻、神戸運輸監理部328隻)	外国船に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化を図ります。	27
		海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の立入検査を実施します。	内航船に立ち入り、設備の保守・点検、廃油の処理・管理状況について検査を実施しました。立入検査隻数：78隻(近畿運輸局46隻、神戸運輸監理部32隻)	海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び廃油の処理・管理状況の立入検査を実施します。	27
		廃油処理事業に対し、廃油処理施設への立入等により、廃油の適正な処理が行われるよう指導します。	全廃油処理事業に対し立入検査を実施し、点検指導を行いました。立入検査数：15(近畿運輸局10、神戸運輸監理部5)	廃油処理事業に対し、廃油処理施設への立ち入り等により廃油の適正な処理が行われるよう指導します。	27
		船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。	近畿運輸局において、油濁防止管理者養成講習を実施しました。講習修了者：29名	船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。	28
		船舶油濁損害賠償保障法に基づき、入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等を実施します。	船舶油濁損害賠償保障法への適合性を確認するとともに、立入検査等を実施し保障契約を締結していない船舶に対して行政命令を発出しました。立入隻数：752隻(近畿運輸局420隻、神戸運輸監理部332隻)	船舶油濁損害賠償保障法に基づき、入港外航船舶へのPI保険加入状況の確認及び立入検査等を実施します。	28
	2. プレジャーボート関係利用環境対策	プレジャーボート等の利用適正化に向け関係者との意見・情報交換を行い、又、水上バイクの水域利用に関するルール、マナー啓発活動を実施します。	関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、プレジャーボート及び水上バイク等の利用に関する意見・情報の交換を行いました。	プレジャーボート等の利用適正化に向け関係者との意見・情報交換を行い、また、水上バイクの水域利用に関するルール、マナー啓発活動を実施します。	28

I. 地球温暖化問題への取り組み

地球温暖化は全世界的な問題であり、早急な対策が必要です。

京都議定書目標達成計画（平成17年4月策定、平成20年見直し）及び地球温暖化対策推進大綱（平成14年3月）等に基づき、運輸部門においてもCO₂の削減が必要となっています。

このため、自動車グリーン税制の活用等により、低公害車の普及促進を図るとともに、公共交通機関の利用促進及びモーダルシフト、物流の効率化等の施策の推進により、環境負荷の小さい交通体系の構築を目指す一方、平成18年4月1日に施行された「エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、エネルギー使用の合理化を図ります。

また、平成25年1月1日に施行された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、船舶からの二酸化炭素排出の抑制を図ります。

1. 自動車交通対策

(1) 低公害車の普及等

<近畿地区における低公害車の導入>

平成13年7月に経済産業省、国土交通省、環境省の3省により「低公害車開発普及アクションプラン」が策定され、近畿地域における全般的な低公害車の導入促進を図るため、国、地方自治体、関係団体、及び産業界が連携し種々取り組みを行ってまいりました。

低公害車（天然ガス（CNG）、電気、メタノール、ハイブリッド自動車に加え低燃費かつ低排出ガス認定車）の導入については、全国ベースで2010年度までのできるだけ早い時期に1,000万台以上の普及を目指し取り組んでまいりましたが、平成17年度末には1,219万台と目標を達成し、平成24年3月末日現在では2,400万台を突破している状況です。

近畿地区におきましても、17年度末までに150万台以上を目標に普及活動に努めた結果、同年年度末には190万台を記録し、さらに普及促進を推進するため、平成18年6月の近畿低公害車導入促進協議会総会において、短期目標として平成18年度末に230万台、中期目標として平成20年度末に300万台の目標を設定し取り組んでまいりましたが、平成19年9月末には、230万台を平成21年度末には310万台とそれぞれ目標を達成し、その後も普及は伸びてきています。

引き続き、国、地方自治体、関連団体等の既存の協議会を活用し、低公害車の普及・啓発活動、導入促進を図るとともに、自治体等の開催する環境啓発イベントに積極的に参画し、各種ツールにより低公害車を広く一般にPRしていきます。



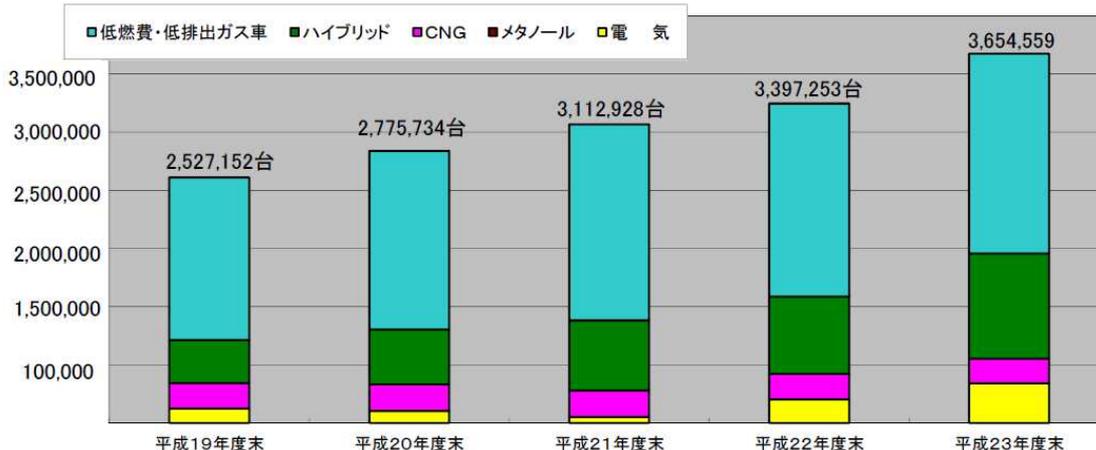
I. 地球温暖化問題への取り組み

低公害車

低公害車には次の種類があります。(低燃費かつ低排出ガス認定車を含む)

<p>電気自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガスはゼロ ・航続距離が短い ・軽自動車を中心に普及 ・充電スタンドが必要 	<p>燃料電池自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素と酸素の化学反応により発電し、原理的には水のみを排出する環境に優しい究極の低公害車 ・水素スタンドが必要 	<p>圧縮天然ガス(CNG)自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粒子状物質(PM)は排出せず、窒素酸化物(NOx)は7割以上低減 ・バス・トラックを中心に普及 ・天然ガススタンドが必要 	<p>メタノール自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粒子状物質(PM)は排出せず、窒素酸化物(NOx)は5割以上低減 ・トラックを中心に普及 ・メタノールスタンドが必要 	<p>ハイブリッド自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内燃機関とモーターの2つの動力源を持つ ・ディーゼルを内燃機関とするハイブリッドバス・トラックにあってはNOx・PMとも減少 ・新たなインフラ整備の必要がない ・乗用車、バス、トラックに普及 
---	--	--	---	---

近畿地区(福井県を含む)における低公害車数の推移



自家用車・事業用車

単位:台

	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
電気	66	55	28	625	1,714
メタノール	0	0	0	0	0
CNG	5,868	6,104	6,116	5,900	5,670
ハイブリッド	62,155	77,461	144,423	212,494	306,661
低燃費・低排出ガス車	2,514,569	2,762,451	3,100,356	3,384,626	3,641,333
近畿計	2,527,152	2,775,734	3,112,928	3,397,253	3,654,559

※ハイブリッドには低燃費かつ低排出ガス認定車以外も含むため、合計値は一致しない。

(2) 交通流対策

① 連続立体交差化事業の推進

今後も連続立体交差化事業による踏切の除去及び歩道拡幅による歩行者の安全対策を図る等、踏切の安全対策及び周辺道路の渋滞緩和を進めます。

I. 地球温暖化問題への取り組み

路線名	事業区間		除去予定 踏切数	完成年度
	区間名	キロ数		
近鉄 奈良線	八戸ノ里～瓢箪山	3.3km	9箇所	平成28年度
南海 本線 高師浜線 本線	浜寺公園～北助松	3.1km	13箇所	平成31年度
	羽衣～伽羅橋	1.0km	—	平成31年度
	石津川～羽衣	2.6km	7箇所	平成29年度
阪急 京都線 千里線 京都線	南方～上新庄	3.3km	6箇所	平成37年度
	天神橋筋六丁目～吹田	3.8km	11箇所	平成37年度
	東向日～桂	2.0km	3箇所	平成27年度
阪神 本線 本線	住吉～芦屋	4.0km	11箇所	平成27年度
	甲子園～武庫川	1.8km	6箇所	平成30年度
山陽 本線	山陽明石～林崎松江海岸	1.9km	9箇所	平成28年度
J R 西日本 阪和線	下松～東貝塚 (事業は高架化工事)	2.1km	7箇所	平成30年度

2. 環境負荷の小さい交通体系の構築

(1) 公共交通機関の利用促進

深刻化する都市の交通渋滞を緩和し、交通環境負荷を低減する等交通分野における諸問題を解決するため、マイカーから鉄道、バス等の公共交通機関への利用転換を促進するための取り組みを推進します。

① 地域の公共交通の活性化・利用円滑化

地域再生の推進、急速な人口減少・高齢社会の到来、地球規模の環境問題といった我が国の主要な課題に的確に対応するとともに、公共交通の維持、利便性向上等による公共交通の活性化・利用円滑化に向けた取組に対する総合的な支援を実施します。

1) 地域公共交通の活性化・再生の推進

平成24年度に引き続き、存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画に基づき実施される取組について地域公共交通確保維持改善事業など支援制度活用等を通じ、交通不便地域の移動確保を目的とした陸上交通や離島航路の確保維持のほか、ノンステップバス導入、ターミナルのバリアフリー化、LRT、BRT、ICカード導入、地域鉄道の安全確保等の取組に対し一体的かつ継続的、より効果的・効率的な支援を行います。

*LRT：(次世代路面電車) 低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム

*BRT：(バス高速輸送システム) 専用走行路を走行し、近代的な駅、ハイテク車両による高速サービス

I. 地球温暖化問題への取り組み

地域公共交通確保維持改善事業（24年度実績）

陸上交通	幹線系統	21事業所	157系統
	フィーダー系統	32地域	298系統
離島航路			1件
バリアフリー化	鉄道		53件
	バス		16件
	タクシー		13件
利用環境改善			4件
鉄軌道安全輸送整備等整備			10件
地域公共交通調査事業			4件

地域公共交通確保維持改善事業～生活交通サバイバル戦略～

地域公共交通確保維持改善事業

25年度予算額 333億円
(対前年度比1.00)

- ・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを支援
 < 効率運行(航)を前提に、事前に算定された収支差を補助。離島航路、離島航空路の鳥民割引運賃の取組等も補助。 >
- 都道府県を主体とした協議会の取組みを支援
 : 地域をまたがる幹線バス交通ネットワーク、離島航路・離島航空路の確保・維持 等
- 市町村を主体とした協議会の取組みを支援
 : 幹線バス交通等幹線交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持 等
- 東日本大震災被災地域における幹線バス交通ネットワーク等の確保・維持の取組について、特例措置により支援 (※)

地域公共交通バリア解消促進等事業

- ・ 個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度

バリアフリー化

利用環境の改善

地域鉄道の安全性の向上

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援



バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等公共交通の利用環境改善を支援



地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等を支援

地域公共交通調査等事業

- ・ 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査支援
- ・ 地域ぐるみの利用促進に資する取組みを支援
- ・ 東日本大震災被災地域における地域内の生活交通の確保・維持のあり方について、特例措置により支援 (※)

(※) 東日本大震災の被災地域におけるバス交通等生活交通の確保・維持のため、復旧・復興対策に係る経費として、復興庁に計上される27億円を含む。

② バリアフリー施策の推進

バリアフリー法に基づき、車両、旅客施設、道路、建物等の一体的・総合的な取り組みを引き続き進めます。

1) 旅客施設、バス車両等のバリアフリー化

公共交通事業者による鉄軌道駅等の旅客施設、バス車両等のバリアフリー化をより一層推進します。

I. 地球温暖化問題への取り組み

2) 基本構想策定支援

市町村における基本構想策定協議会への参画、基本構想作成セミナー開催等により、基本構想策定を積極的に支援する取り組みを引き続き進めます。

3) バリアフリー教室の開催

近畿運輸局では、高齢者・障がい者等の擬似体験、介助体験等を通じて、お年寄りやお身体の不自由な方をサポートする「心のバリアフリー」を広げるため、近畿全府県でバリアフリー教室を開催します。

また、神戸運輸監理部も平成24年度と同様にバリアフリー教室の開催に取り組み、多くの人に「心のバリアフリー」を啓発していきます。

(2) モビリティ・マネジメントの推進

① モビリティ・マネジメント施策（MM施策）の推進

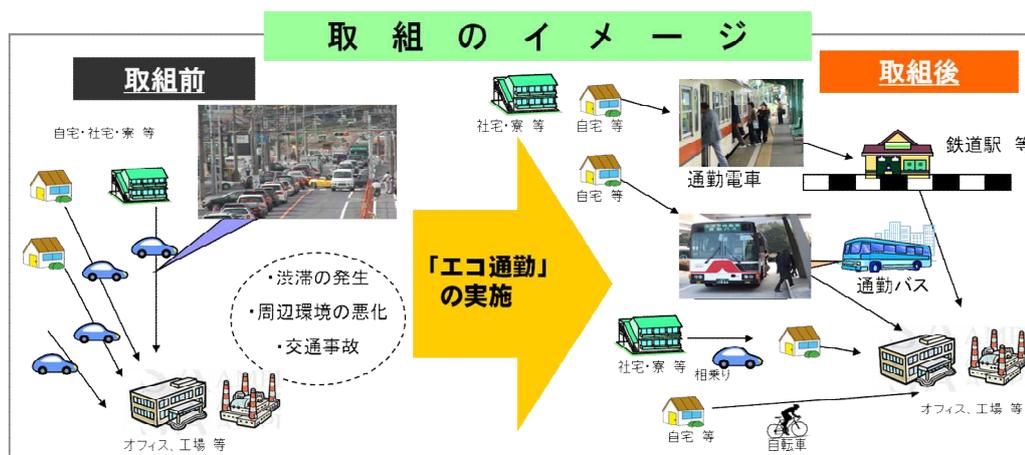
環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換等、MM施策に係る期待は大きくなっています。

今後、新たにMM施策を検討しようとする自治体等が増加すると考えられることから、自治体等からの取り組み事例報告等情報交換を行うことにより、より効果的な施策が展開できるよう支援を行います。

*モビリティ・マネジメント（MM）とは、一人一人のモビリティ（移動）が社会にも個人にも望ましい方向に、自発的に変化することを期待する取組です。

② エコ通勤の推進（職場交通マネジメントの推進）

環境負荷の軽減や公共交通機関への利用転換を図る「エコ通勤」の推進に向けて、自治体及び事業所を積極的に支援するとともに、平成21年6月に創設した「エコ通勤優良事業所認証制度」の普及啓発に取り組みます。



I. 地球温暖化問題への取り組み

平成 25 年 3 月 31 日現在

滋賀	6 事業所
京都	37 事業所
大阪	45 事業所
兵庫	7 事業所
奈良	2 事業所
和歌山	1 事業所
近畿圏内	98 事業所
全国	578 事業所



(3) グリーン物流の推進

物流分野における環境負荷を低減させるため、以下の施策を推進します。

①グリーン物流セミナー等の開催

「関西グリーン物流パートナーシップ会議」や「グリーン物流セミナー」を通して、荷主企業やフォワーダー、トラック事業者等物流事業者に対し、鉄道やフェリー・RORO船利用の環境面での優位性をPRするとともに、環境負荷の軽減に効果のある事業の推進に取り組みます。

また、関係団体、フェリー船社、鉄道事業者等と連携しモーダルシフトの事例紹介、参加企業とフェリー船社等の意見交換会や相談会を組み入れたグリーン物流セミナーを開催します。

②流通業務総合効率化事業の推進

関西圏において効率的で環境負荷の小さい物流の構築に向けて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく流通業務効率化推進計画の認定及び普及を中心に取り組み、昨年度以上の認定を目指します。

実績

平成17年10月1日施行

平成25年 3月末日現在

全 国 184件認定

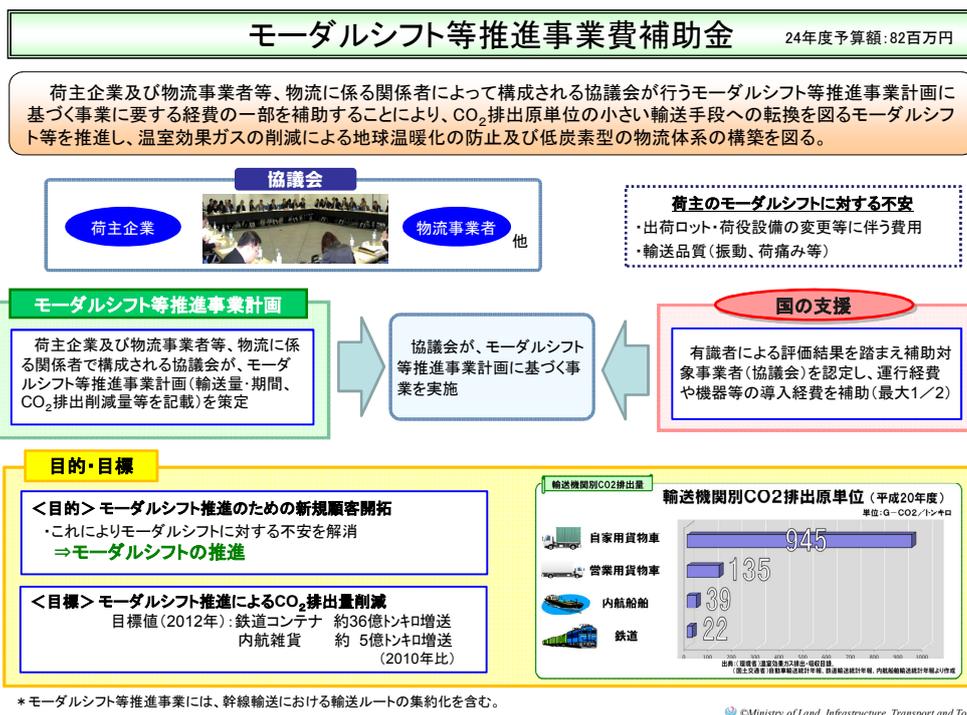
近 畿 運 輸 局 24件認定

神戸運輸監理部 15件認定

③モーダルシフト等推進事業の促進

平成23年度から新たに創設された「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、荷主企業、貨物運送事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取組を継続して支援します。

I. 地球温暖化問題への取り組み



④ 3 P L (サード・パーティ・ロジスティクス) 事業の促進及び人材育成の推進

3 P L 事業に携わる関係者と意見交換の場を持つとともに、引き続き、倉庫協会等、物流関係団体が開催する講演会や研修会等において講師を派遣する等、各機会を活用して 3 P L 事業促進のためのガイドラインの周知や人材育成等に取り組みます。

(4) 環境に優しい事業運営の推進

① 運送事業者のグリーン経営の推進

グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図ります。

各業種にわたり、グリーン経営認証を取得することを目指して、関係団体等と連携して普及促進に努めます。

平成 25 年 3 月 31 日現在

	トラック	バス	タクシー	旅客船	内航海運	港湾運送	倉庫
事業所	789	49	41	2	6	34	137

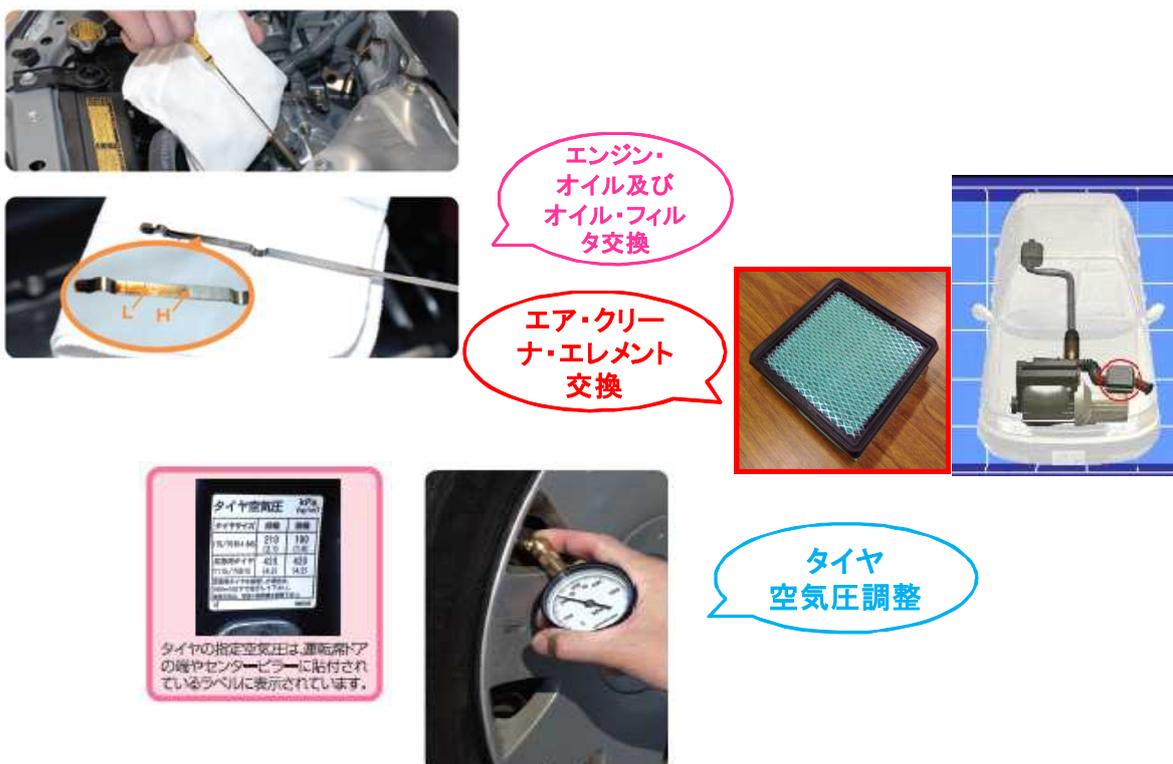


I. 地球温暖化問題への取り組み

② E C O 整備（点検・整備）の推進

「点検整備の実施によるCO₂削減の効果」

自動車の点検整備項目にある、「エンジン・オイル及びオイル・フィルタ交換」、「エア・クリーナ・エレメント交換」、「タイヤ空気圧調整」の3項目を常日頃からチェックすることで、2%程度の燃費改善効果が確認されていることから、点検整備の確実な実施がCO₂削減に貢献することを、自動車点検推進運動において普及・啓発を行います。



③ 自動車整備事業者等に対する顕彰

環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度に基づき、使用済み自動車の適正処理、CO₂排出量削減の取組みの促進、自動車リサイクル部品等の普及促進などの環境対策に積極的に取り組んでいる自動車整備事業者を表彰することにより、環境負荷軽減の啓発を図ります。

平成24年度 顕彰

局長表彰	67事業場
支局長表彰	205事業場
合計	272事業場

④ 優良自動車運送事業者に対する顕彰

低公害車やエコドライブ管理システム (EMS) の導入、ISO14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓発を図ります。

平成24年度 顕彰

バス	1事業者
タクシー	4事業者
トラック	48事業者
合計	53事業者

⑤ 内航船・旅客船に対する省エネ機器等の導入促進支援策の推進

海上交通低炭素化促進事業補助制度を活用し、環境負荷の低減を促進します。

海上交通低炭素化促進事業費補助制度の「低炭素化改造等事業（平成25年度）」の概要（予算枠：約2.6億円） <1/2>

目的

「低炭素化改造等事業」に要する経費の一部を国が補助することにより燃費の向上等を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図るとともに、船舶運航事業等の活性化による経済の活性化及び地域の活性化を図ることを目的とする。

低炭素化改造等事業

- 補助対象事業者は、船舶運航事業者、船舶貸渡業者及び内航海運業者であり、保有船舶に補助対象設備等の取付等を行う者。^{※1}
ただし、本事業による補助金の交付を受けた同一の保有船舶に同一の補助対象設備等の取り付け等を行う者を除く。本事業による交付決定の取り消し又は廃止承認を受けたことのない者を補助対象事業者として優先的な取り扱いを行うこととする（第12次公募においては、本事業による交付決定の取り消し又は廃止承認を受けたことのある者については、公募対象外。）。
- 補助対象船舶は、
【船舶運航事業の用に供する船舶】…… 一般旅客定期航路事業の用に供する船舶に限る。
【内航運送をする事業の用に供する船舶】… 進水の日から申請時点までの年数が、耐用年数に1年を加えた年数以上の船舶は除く。
ただし、当該船舶の進水の日から申請時点までの年数が、耐用年数から5年を減じた年数以上の船舶について優先的な取り扱いを行うこととする。
- 補助対象経費は、補助対象設備等の価格及び補助対象設備等の取り付け等をするために要する作業費用が対象。
なお、補助対象事業に係る「事業開始予定日」又は「事業完了予定日」については、次ページ「2. 交付決定通知」の項目の^{※4}を参照。
- 補助金額は、補助対象経費の1/3の額（補助金額が百万円未満の場合、不交付。）。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象経費の1/2の額。
(1) 保有船舶が、一般旅客定期航路（離島航路を除く。）に就航し、航路損益又は営業損益が過去3か年のうち何れか2か年以上赤字である場合。
(2) 保有船舶が、一般旅客定期航路（離島航路を除く。）に就航し、旅客輸送人員、自動車航送台数又は営業収入が過去3か年のうち何れか2か年以上で対前年度比3%以上減少又は何れか1か年で対前年度比5%以上減少している場合。
(3) 保有船舶が一般旅客定期航路（離島航路に限る。）に就航している場合。
- 補助対象設備等：要綱「別表第1」参照（建造中、建造予定の船舶への設置等は補助対象外。）
ただし、「別表第1」の「補助対象設備等」に掲げる1. から8. の設備のいずれかを含む事業を優先的な取り扱いを行うこととする（9. から11. に該当する設備の事業については劣後。）。
- 「優先的な取り扱い」については、次の項目の順番にしたがって補助対象事業の優先順位とし、当該順位にしたがって交付決定を行い、予算額を超えることとなる時点で次順位にある補助対象事業に対しては交付決定を行わない。
(1) 補助対象事業者
(2) 補助対象船舶
(3) 補助対象設備等

^{※1} 定義：要綱「第3条」参照。本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。

I. 地球温暖化問題への取り組み

平成24年度実績

【低炭素化改造等事業】

	旅客船				貨物船			
	申請		交付決定		申請		交付決定	
	隻数	補助金額	隻数	補助金額	隻数	補助金額	隻数	補助金額
近畿	1	3,125,550円	1	3,125,550円	0	0	0	0
神戸	0	0	0	0	6	13,107,772円	5	10,433,094円

【内航海運船舶関連輸送機器導入促進事業】

	旅客船				貨物船			
	申請		交付決定		申請		交付決定	
	輸送機器台数	補助金額	輸送機器台数	補助金額	輸送機器台数	補助金額	輸送機器台数	補助金額
近畿	19	46,847,500円	19	46,290,000円	0	0	0	0
神戸	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成25年度は【低炭素化改造等事業】のみ実施

⑥スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進

電気推進システムを採用し、環境に優しい船舶（スーパーエコシップ(SES)）の建造を促進するとともに、その他エネルギー使用合理化船舶の導入を推進することにより、物流効率化と地球温暖化対策等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図ります。

⑦環境対策セミナーの開催

平成24年度と同様に環境対策セミナーの開催に取り組み、CO₂排出量削減に向けた取り組みの普及啓発を図ります。

平成24年度実績

H25.1.24 神戸市 参加 108名

I. 地球温暖化問題への取り組み

(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰

交通分野における環境対策の一層の進展を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長による表彰を行います。

平成 24 年度交通関係環境保全優良事業者等局長表彰
近畿運輸局

受賞者：兵庫県、(株)神戸製鋼所加古川製鉄所
神戸運輸監理部

受賞者：川西倉庫(株)、阪神内燃機工業(株)



(6) 出前講座等による啓発活動の推進

① 出前講座の実施

1) 近畿運輸局の取り組み

平成 23 年度から総合的な学習の時間が減少しており、より多くの学校から出前講座の依頼をしていただけるよう、教育委員会に対して働きかけを行います。

平成 24 年度出前講座講義実績

小学校	2校	169名
中学校	4校	203名
高等学校	1校	16名
専門学校	2校	268名
協会・協議会等	2件	23名

平成 24 年度施設見学・体験等実績

18件 958名



2) 神戸運輸監理部の取り組み

これまで取り組んできた出前授業等の取り組みなどを継続するとともに、教師に対する出前授業なども企画します。

平成 24 年度出前講座講義実績

高等学校	1校	20名
専門学校	3校	210名
教員等	1件	20名
協会・協議会等	1件	29名

平成 24 年度施設見学・体験等実績

13件 427名

I. 地球温暖化問題への取り組み

② 交通環境学習

1) 近畿運輸局の取り組み

交通がもたらす環境への影響に対する理解と環境負荷の小さい移動のために個人がなし得ることの認識を深めていきます。

平成24年度実績

H24. 9. 8 豊中市 小学生の親子62人



2) 神戸運輸監理部の取り組み

交通運輸の環境対策の啓発に取り組み、地球環境にやさしい交通について考えていきます。

平成24年度実績

H24. 12. 15 神戸市 大学生など 25名

③ エコドライブの啓発

イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行います。

エコドライブ10のすすめ

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう
- 4 エアコンの使用は適切に
- 5 ムダなアイドリングはやめよう
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 8 不要な荷物はおろそう
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 10 自分の燃費を把握しよう

エコドライブ10のすすめ

エコドライブとは、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”です。またエコドライブは、交通安全の促進につながります。燃費消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、消費者が安心できる安全な運転でもありです。心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。エコドライブは、誰でもできる大切なエコドライブです。

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」**
加速するときは、徐々にアクセルを踏み、で加速しましょう。最初の5秒で、時速20km程度が目安です。日々の運転において、やさしい加速を心がけるだけで、燃費消費量が減ります。また、急加速による急減速は、安全運転にもつながります。
- 2 車間距離にゆとりをもって加速・減速の少ない運転**
走行中は、一定の速度で走ることが大切です。車間距離が短くなることは、急加速・急減速の回数が多くなり、車間距離が短くなることで、燃費消費量が増えます。また、急減速による急加速は、安全運転にもつながります。
- 3 減速時は早めにアクセルを離そう**
燃費が落ちる原因の一つは、アクセルを踏みすぎることです。早めにアクセルを離すことで、燃費消費量が減ります。また、急減速による急加速は、安全運転にもつながります。
- 4 エアコンの使用は適切に**
夏の暑い時期には、エアコンの使用は避け、窓を開けて走行しましょう。エアコンの使用は、燃費消費量を増やします。また、急減速による急加速は、安全運転にもつながります。
- 5 ムダなアイドリングはやめよう**
待ち合わせや渋滞の解消などにより、停車状態でもエンジンをかけっぱなしにしていると、燃費消費量が増えます。また、急減速による急加速は、安全運転にもつながります。
- 6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう**
渋滞を避け、余裕をもって出発しましょう。渋滞を避けることで、燃費消費量が減ります。また、急減速による急加速は、安全運転にもつながります。
- 7 タイヤの空気圧から始める点検・整備**
タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が不足すると、燃費消費量が増えます。また、急減速による急加速は、安全運転にもつながります。
- 8 不要な荷物はおろそう**
不要な荷物を車から取り除きましょう。車の重量が増えると、燃費消費量が増えます。また、急減速による急加速は、安全運転にもつながります。
- 9 走行の妨げとなる駐車はやめよう**
走行の妨げとなる駐車は避けましょう。走行の妨げとなる駐車は、燃費消費量を増やします。また、急減速による急加速は、安全運転にもつながります。
- 10 自分の燃費を把握しよう**
自分の車の燃費を把握することによって、燃費消費量を減らしましょう。燃費消費量を把握することで、燃費消費量を減らします。また、急減速による急加速は、安全運転にもつながります。

エコドライブ普及推進委員会 エコドライブについて、さらに知りたい方はこちら
燃費・CO₂削減率を算出するツール: <http://www.challenge2050.jp/eco-drive/>

3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進

(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進

運輸部門から排出されるCO₂削減に向け、平成18年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、特定輸送事業者に指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書の提出が義務付けられている。また、特定輸送事業者と同様、一定規模以上の荷主企業に対しても省エネの取り組みについて、計画書及び定期報告書の提出が義務付けられています。

特定輸送事業者数

平成25年3月31日現在

	貨物			旅客				計
	事業用トラック	自家用トラック	船舶	鉄道	バス	タクシー	船舶	
近畿	37	11	3	7	11	11	2	82
神戸	—	—	2	—	—	—	—	2

4. 節電に関する取り組み

(1) 節電の推進

現在定着している節電の取り組みが、国民生活や経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、確実に行われるよう節電の取り組みを推進します。

また、「電力需給に関する検討会合」の需給対策に基づき、関係団体・事業者等へ数値目標を伴わない節電の協力依頼を行います。

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染については、排出規制等の施策により改善傾向にあるが、大都市地域においては依然として厳しい状況にあり、その解消に向けた施策が求められています。

このような状況において、CNGトラック・バス等の導入や、「自動車NO_x・PM法」に基づく事業者の指導、街頭検査による整備不良車の排除等により、大気汚染の解消を図ります。

その他、船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として船舶検査等を実施します。

1. CNGトラック・バスの導入促進

普及啓発活動の推進

近畿スマートエコ・ロジ協議会の活動

（継続事業）

- ・低公害車普及促進に関する説明会及び展示・試乗会等の実施
- ・低公害車普及啓発活動の推進
- ・CNG大型トラックの普及促進



近畿管内事業用CNGトラック・バスの補助金申請件数（単位：台）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
トラック	139	77	53	52
バス	2	2	2	4

注) トラックには特種車を含む

2. 自動車NO_x・PM法に基づく事業者指導の実施

自動車NO_x・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者課せられている自動車使用管理計画実績報告書の提出を促進するため、機会ある毎にNO_x・PM法の周知を行うとともに未提出事業者に対し督促による指導を強化します。

提出された自動車使用管理実績報告書を集計し、同報告書に記載されたデータにより、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用していきます。

自動車使用管理計画書

対象事業者：自動車NO_x・PM法の対策地域内に30台以上の自動車を使用する自動車運送事業者

内容：NO_x・PMの排出量の計算、低公害車導入、車両走行量の削減、排出量の目標・適正運転の実施等の計画

計画期間：4年間（毎年実績報告）

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

自動車使用管理実績報告書の提出状況

(平成25年3月末現在)

	大阪府		兵庫県	
	対象事業者	提出事業者	対象事業者	提出事業者
バス	32	10	18	3
タクシー	176	103	94	50
トラック	564	89	220	100

自動車NOx・PM法の改正（平成20年1月1日施行）

自動車から排出される窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM法」）は、NOxやPMによる大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものであります。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」）に指定し、自動車から排出されるNOx及びPMの排出総量の削減に取り組んできました。これにより、大都市地域における自動車交通に起因するNOx及びPMによる大気環境は改善傾向にあります。

しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にあります。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されています。そのため、自動車NOx・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講じていきます。

局地汚染対策の概要

(1) 重点対策地区の指定

都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定。

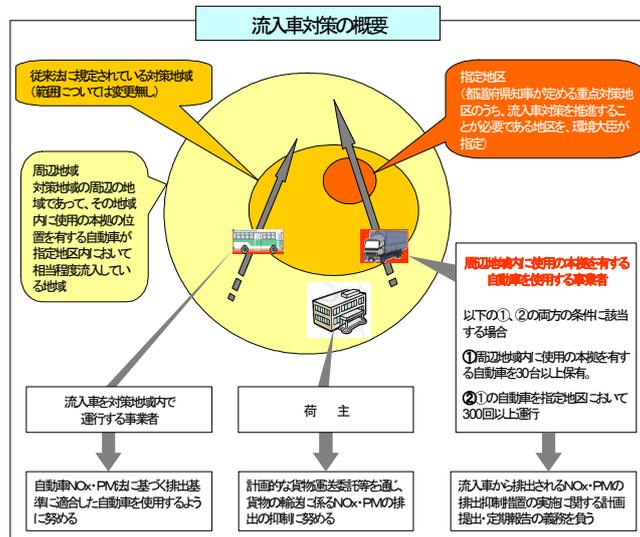
(2) 重点対策計画の策定

都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

(3) 特定建物の新設に関する措置

重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。

流入車対策の概要



Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

3. ディーゼル車の点検の実施等

(1) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施
(重点実施期間：6月及び10月)

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施及び迷惑黒煙通報制度を活用して、一般ユーザーに対しディーゼル黒煙の有害性、改善対策等について周知するとともに、電光掲示板、チラシの配布等により広報活動を行いました。

平成25年度においても6月と10月を重点実施期間としてディーゼルクリーン・キャンペーンを全国展開するとともに、街頭検査において黒煙検査を実施し、迷惑黒煙通報制度を活用し、更なる環境対策を推進します。また、黒煙検査では最新の排ガス規制に適合した排ガスステーター（オパシメーター）を使用し、目に見えない浮遊粒子状物質（PM）についての検査も実施します。

〈街頭検査実施結果〉

6月期	測定台数	75台、不適合台数	1台
10月期	測定台数	47台、不適合台数	0台
24年度合計		122台	1台
		前年度不適合台数	1台増
(23年度合計		93台	0台)



(2) 迷惑黒煙通報制度の活用

近年のディーゼル排出ガス規制の強化等により、著しく黒煙を排出する車両は減少しているものの、依然として黒煙を排出している車両が見受けられることから、平成25年度においても、迷惑黒煙通報制度を活用して監視活動を実施し、著しく黒煙を排出している自動車の使用者に対し、文書（ハガキ）により自主点検の啓発を行うとともに車両の改善を促していきます。

〈迷惑黒煙通報結果〉

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
通報件数	20件	17件	4件
通知件数	12件	14件	1件

II. 大気汚染問題への取り組み

4. 街頭検査の実施

依然として、不正改造車が社会問題となっていることから自動車社会の秩序維持と安全の確保、環境の保全のため、25年度においても引き続き街頭検査を積極的に実施し、整備不良車や不正改造車の排除、撲滅に努めます。

特に、大気汚染問題への取り組みとして、ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査についても、積極的に取り組みます。



平成24年度街頭検査の実施状況

回数	691回(うち燃料検査回数 26回)
検査台数	17,173台(うち燃料検査台数 245台)
整備命令交付台数	278台(うち燃料検査台数 0台)

平成24年度においても整備不良車及び不正改造車の排除のため街頭検査を積極的に実施し、検査目標台数14,100台に対して検査台数が17,173台(目標台数の22%増)であり、その1.7%が整備命令交付となりました。

また、不正軽油使用の排除のための燃料検査を行い、硫黄分濃度が基準以上の2台について適正燃料使用を促す警告書を交付しました。

街頭検査で実施する騒音、排ガス検査を通して、自動車使用者に対する大気汚染問題に係る意識の高揚及び、整備不良車や不正改造車の危険性について、指導、啓発が図られました。

5. 国道43号等の沿道における環境改善

国道43号等の沿道における公害問題の代表的な訴訟である「尼崎大気汚染公害訴訟」については、平成12年1月の神戸地裁判決を受けて、同年12月に和解しました。その後、大型車の交通の転換が図られていないなど和解条項不履行として平成14年10月にあっせん申請がなされ、平成15年6月に、①大型車の交通量低減のための調査、②環境ロードプライシングの試行内容の充実、③大型車交通規制の可否の検討要請、を実施することなどを内容とするあっせんが成立しました。

その後、平成24年3月に、大型車に中央分離帯寄りの車線走行を促す独自ルールの新設が合意されました。

近畿運輸局としては、国道43号等の沿道における環境改善を図るため、CNGトラック・バス等の導入促進、NO_x・PM法に基づく事業者指導等とともに、以下の取り組みを実施します。

(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスグリーンキャンペーンの実施

近年の排出ガス規制の強化及び大阪府、兵庫県のNO_x・PM規制不適合車流入規制等の効果により、国道43号線尼崎地区の交通環境はかなり改善されてきているものの、依然黒煙を排出



Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

している車両が見受けられるので、平成25年度においても更なる環境改善に向け、関係行政機関と協力のもと「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」を積極的に推進し更なる環境改善を図ります。



尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン街頭検査実施結果

実施回数 11回

検査台数 101台(うち黒煙検査 88台、不正軽油検査 97台)

整備命令 1台(うち黒煙関係 0台、不正軽油(警告) 0台)

※整備命令1台については、球切れ等の車両の不具合による台数である。

今年度も毎月2回の街頭検査を計画し、ディーゼル黒煙及び不正軽油等の検査を行った結果、実施回数は11回となり、101台について検査を行い、黒煙に関する整備命令件数が今年度は0台でした。

今後も尼崎地区排ガスクリーンキャンペーンを推進し、更なる環境改善を図っていく必要があります。

尼崎地区における国道43号及び阪神高速道路(大阪・神戸線) 調査結果

①自動車排出ガス測定局における二酸化炭素濃度の経年変化

単位:ppm

市別	指定場所	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
尼崎市	武庫川町	98%値	0.054	0.054	0.056	0.052	0.051
		年平均値	0.029	0.029	0.027	0.028	0.026
西宮市	津門川町	98%値	0.051	0.051	0.055	0.053	0.047
		年平均値	0.028	0.028	0.025	0.027	0.024
芦屋市	打出町	98%値	0.059	0.059	0.060	0.056	0.054
		年平均値	0.032	0.032	0.031	0.031	0.029

備考:測定方法はオゾンを用いる化学発光法による連続測定

②自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の経年変化

単位:mg/m³

市別	指定場所	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
尼崎市	武庫川町	2%除外値	0.068	0.059	0.051	0.060	0.049
		年平均値	0.027	0.027	0.025	0.025	0.024
西宮市	津門川町	2%除外値	0.075	0.055	0.055	0.061	0.048
		年平均値	0.029	0.026	0.027	0.022	0.021
芦屋市	打出町	2%除外値	0.068	0.050	0.049	0.062	0.046
		年平均値	0.026	0.022	0.022	0.024	0.021

備考:測定方法はβ線吸収法による連続測定

出典:国道43号及び阪神高速道路(大阪・神戸線)における自動車公害対策についての要望に関する参考資料
平成24年度 尼崎市・西宮市・芦屋市

II. 大気汚染問題への取り組み

(2) 迂回運行の要請

関係行政機関等と連携して「国道43号・阪神高速神戸線における大気汚染改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」を展開し、トラック事業者・団体に対し阪神高速湾岸線への迂回を要請していきます。

国道43号・阪神高速3号神戸線における大気汚染改善に向け、第13回交通需要軽減キャンペーンを平成24年2月1日～29日まで実施し、トラック事業者等に阪神高速5号湾岸線への迂回を要請しました。

トラック事業者や荷主企業等への継続的な要請活動により、国道43号周辺の環境改善に向けて迂回通行への認識が徐々に深まっていますが、引き続き取り組みが必要です。



6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の確実な実施

我が国に寄港する外国船に対するポートステートコントロール（PSC）において、海洋汚染防止条約に基づき次の項目に関し検査を実施しています。

- ①窒素酸化物、硫黄酸化物等の大気汚染物質に関する規制
- ②船舶発生油焼却等による大気汚染防止設備
- ③船舶の排出ガスによる大気汚染対策として機関維持管理
- ④オゾン層破壊物質を含む設備
- ⑤燃料油に含まれる硫黄分等の規制

平成24年度PSC実績は、766隻（近畿運輸局438隻、神戸運輸監理部328隻）であり、11件の欠陥を指摘し改善指導を行いました。

また、内航船等においては、オゾン層破壊物質を含む設備の立入検査を実施しています。

平成24年度内航船等立入検査実績は、161隻（近畿運輸局108隻、神戸運輸監理部53隻）です。

平成25年1月1日からは上記規制に加えて、船舶における二酸化炭素排出規制が発効したことから、当該検査の確実な実施により、船舶の大気汚染防止対策の推進を図るとともに、船舶乗組員及び船舶所有者についても大気汚染防止意識の高揚が期待できます。

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生抑制や資源の再使用、再利用を進め、資源循環の環境を形成することが重要であるため、自動車リサイクル、FRP船リサイクルを推進するとともに、環境負荷低減型の静脈物流システムの構築を目指し、国の関係機関、地方自治体との連携・協力を図りながら、以下の対策に重点的に取り組みます。

1. 自動車リサイクルの円滑な推進

(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施

自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し、使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めてきたところであるが、本年度においても、引き続き永久抹消登録及び解体届出に伴う自動車重量税還付金が迅速かつ確実に所有者等に還付されるよう関係機関と連絡を密にします。

自動車リサイクル法

(「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」平成14年7月公布、同17年1月1日施行)

概要

- ・自動車製造業者を中心とした関係者の役割分担
- ・自動車所有者のリサイクル料金の負担
- ・電子マニフェスト（移動報告）制度の導入による情報管理システムの構築

道路運送車両法の改正（平成14年7月公布、同17年1月1日から施行）

概要

- ・登録自動車の永久抹消登録（法第15条）及び一時抹消後の解体届出（法第16条）は、自動車リサイクル法の使用済み自動車の処理状況を報告した「移動報告（電子マニフェスト）」の情報により適正な解体処理が確認されたものについて行います。

(2) 自動車整備事業者における対応

自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進

「環境に優しい自動車関連事業推進協議会」と連携して、環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度を活用することにより、整備時におけるリサイクル部品の積極的な利用を促していきます。

2. FRP船リサイクル



FRP船リサイクルの推進

関西地区廃船処理協議会では、地方自治体が沈廃船を処理する際に、本リサイクルシステムを活用してもらえるよう、引き続き要望を聞き、意見交換を図ります。

また、一般ユーザーに対する本リサイクルシステムの周知広報のためにも、今後とも地方自治体にHPや広報誌への掲載等を依頼していきます。

さらに、一般ボートユーザーが利用するマリーナ等に対しても、周知広報活動の協力を依頼していきます。



IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

海洋汚染の防止については、国内はもちろんのこと、各国が協調して取り組むことにより、十分な効果が期待できるものであり、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や国際条約（海洋汚染防止条約）に基づいた規制がなされています。

近年、タンカーによる大規模な油流出による海洋汚染事故は世界的な環境問題となっており、海洋環境の保全をより一層確実にするため、国際条約の改正によりタンカーのダブルハル（二重船殻）化の早期導入など、対策が推し進められ、また、放置座礁船対策として入港する外航船舶にP I保険の加入を義務付けているところであるが、海洋環境に係わる諸問題の解決に向けて以下の対策を重点的に取り組みます。

1. 海洋汚染問題への取り組み

① 外国船に対する海洋汚染防止設備等に関するポートステートコントロールの強化

油及び有害液体物質の汚染対策としては、海難事故等により海洋環境に重大な影響を与えるタンカー、危険物ばら積み船をはじめ、事故を引き起こす確率の高い老朽船及び欠陥船に重点をおいた立入検査を行います。また、船舶からの糞尿及び生活ゴミ等の廃棄物の処理に加えて、有機スズ系塗料の使用に関する海洋汚染対策の強化を図ります。

平成 24 年度実施隻数 766 隻（近畿運輸局 438 隻、神戸運輸監理部 328 隻）



② 海洋汚染防止設備の立入検査の実施

内航船等に立ち入り、海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び、廃油の処理・管理状況の検査を実施します。

平成 24 年度立入検査

78 隻（近畿運輸局 46 隻、神戸運輸監理部 32 隻）

③ 廃油処理事業者への指導

船舶運航に伴い生じた廃油を処理する廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により廃油の適正な処理が行われるよう指導します。

平成 24 年度立入検査

15 社（近畿運輸局 10 社、神戸運輸監理部 5 社）

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

④ 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施します。

平成 24 年度受講者数：30 名（修了者 29 名）



⑤ 入港外航船舶への P I 保険加入状況の確認及び立入検査等の実施

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、我が国に入港する総トン数 100 トン以上の外航船舶には、P I 保険の加入が義務づけられています。

このため、管内に入港する外航船舶に対しては、港湾管理者、海上保安部等と連携を密にし、船主に対して責任の履行及び海洋汚染防止対策について引き続き指導の強化を図ります。

平成 24 年度立入検査

・立入隻数	752 隻	(近畿運輸局 420 隻、神戸運輸監理部 332 隻)
・命令発出隻数	3 隻	(近畿運輸局 0 隻、神戸運輸監理部 3 隻)
(内訳)		
航行停止命令	0 隻	(近畿運輸局 0 隻、神戸運輸監理部 0 隻)
保障契約締結命令	0 隻	(近畿運輸局 0 隻、神戸運輸監理部 0 隻)
証明書備置命令	3 隻	(近畿運輸局 0 隻、神戸運輸監理部 3 隻)

2. プレジャーボート関係利用環境対策

プレジャーボート等の水域利用の適正化に向けた取り組みとして、引き続き関西舟艇利用振興対策連絡会議の充実を図り、関係者との意見・情報交換を深めると共に必要な対応の検討を進めます。

また、環境汚染の原因ともなり得る放置艇に関し、引き続き情報の取得等に努め、関係者と連携し問題解消へ向けて活動を行っていきます。

さらに、マリンレジャー愛好者が集まるイベントにおいても、引き続き、水域利用適正化・マナー向上等の啓発活動を行っていきます。

お問い合わせ先

【近畿運輸局交通環境部 環境課】

〒540-8558

大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

電 話 06 (6949) 6466

FAX 06 (6949) 6169

ホームページ <http://wwtb.mlit.go.jp/kinki/>

【神戸運輸監理部総務企画部 企画課】

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎

電 話 078 (321) 3145

FAX 078 (321) 3474

ホームページ <http://wwtb.mlit.go.jp/kobe/>